

令和6年6月7日

回答書

グリーンインフラの活用に関する検討支援業務公募型プロポーザルについて

No.	質問項目	質問	回答
1	実施要領2頁 実施手順	参加申込書等の提出期間（令和6年6月12日（水）午後5時必着）までに必要な書類としては、様式1、参加申込書のみで良いか。	参加申込書等の提出期間（令和6年6月12日（水）午後5時必着）までに必要な書類としては、様式1（参加申込書）のみで問題ありません。
2	様式集 様式1（参加申込書）	共同事業体で参加する場合、様式1、参加申込者の名称は、共同事業体名で良いか。	代表法人と構成法人を記載してください。共同事業体名が決まっている場合、共同事業体名も記載してください。
3	実施要領2頁 参加資格	共同事業体として参加する場合に提出が必要な書類として記載のある、（エ）別紙2「提出書類一覧」のNo.2,3,4,6は、企画提案書等の提出期間（令和6年6月17日（月）午後3時必着）までに提出すれば良いか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領2頁 参加資格	共同事業体として参加する場合に提出が必要な書類として記載のある、（エ）別紙2「提出書類一覧」のNo.2,3,4,6は、構成法人ごとに別々で提出する必要があるか。	お見込みのとおりです。
5	共同事業体の協定について	共同事業体として参加する場合に参加申込み時点で、構成員間における協定を締結する必要があるか。	参加申込時点で、構成員間における協定を締結する必要はありません。 受託者候補者に選定された後の契約締結までに協定を締結するようにしてください。

6	杉並区気候変動区民会議について	令和6年3月から開催されている『杉並区気候区民会議』において、気候変動対策の一つとしてグリーンインフラに関する情報提供が行われています。今後、同会議でのグリーンインフラに関する議論や意見提案の進展が予想されますが、本業務との関わりをどのように想定しているのかをご教示ください。	杉並区気候区民会議での意見提案については、本業務支援委託の意見交換等の場に出た意見提案とあわせて検討を行い、区民等との協働によるグリーンインフラ推進への取組に反映させる可能性があるため、情報を提供いたします。
7	業務体制票における学識経験者の記載方法について	様式5 本件業務体制表に「学識経験者等の技術支援を予定する場合も合わせて記載」とありますが、企画提案書段階では、候補者の特徴と選定理由を付した提案までに留め、実際には、業務実施段階で発注者と協議のうえ、選定したいと考えております。そのため、企画提案書では、氏名を伏せて、複数名記載したいと考えておりますが、今回の企画提案書提出にあたって、記載方法として問題ないかご教示ください。	ご提案の記載方法で問題ありません。
8	意見交換会の参加者公募について	参加者想定の一つとして、「公募による区民（30名程度）」とありますが、参加者の公募は本業務の中で受託者が実施するという理解で良いでしょうか。参加者公募の役割分担をご教示ください。また仮に、無作為抽出の提案をした場合、区から発注者へ必要情報を提供して頂けるのかをご教示ください。	公募については、区で実施を考えています。（広報誌とホームページで公募予定） 無作為抽出の提案があった場合など、郵送費等の費用がかかるものについては、事業経費に含めてください。 提供できる情報であれば、提供いたします。提供できないもので作業が必要なものについては、区で実施いたします。

9	意見交換会の実施場所について	場所は区の施設での開催と想定して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	評価基準について	「第一次審査の配点については、経営状況等に対する評価基準 3割程度、企画提案に対する評価基準 7割程度としています。」とありますが、企画提案の項目別の配点は非公開でしょうか。また、第二次審査では、「提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施」とありますが、第一次審査の点数も勘案される理解で良いでしょうか。加えて、第二次審査の配点は非公開でしょうか。	種目別の配点については、第一次審査及び第二次審査ともに非公開にいたします。 第二次審査では、第一次審査の点数を勘案いたしません。実施要領 8（1）評価基準②「企画提案に対する評価基準」の評価項目について、提案説明（プレゼンテーション）及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答等により、審査を実施いたします。 受託者候補者については、第一次審査と第二次審査の配点の合計で選定いたします。
11	参加申込書等の提出方法（書類）について	①参加申込書等の提出書類は様式 1 のみ、ということで良いでしょうか。 ②提出方法をご教示いただけますでしょうか。 ③提出部数は提出書類一覧（別紙 2）のとおり、正本 1 部、副本 7 部ということでしょうか。	①参加申込書等の提出書類は様式 1（参加申込書）のみで問題ありません。 ②郵送もしくはメールで提出してください。（窓口も可） ③様式 1（参加申込書）については、1 部だけの提出で問題ありません。
12	見積書について	<作成時の注意事項>で項目の並びは変更しないことと記載がありますが、項目の並びをご教授ください。	<作成時の注意事項>については、見積書に対しての注意事項ではなく、企画提案書の注意事項になります。 見積書作成についての決まった項目はありません。

13	業務説明書について	本業務で区から貸与頂ける資料をご教授ください。	<p>貸与資料としては、以下を想定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 杉並区まちづくり基本方針(令和5年3月) 2) 杉並区環境基本計画(令和4年9月) 3) 杉並区みどりの基本計画 (平成22年5月) 4) 東京都豪雨対策基本方針 (改定) (令和5年12月) 5) わが家の水害ハザードマップ (令和5年3月) 6) 高精度地図 8) その他受託者の請求により、貸与する。 <p>また、道路や公園、公共施設における雨水流出抑制対策の実施状況や助成制度による民有地での雨水流出抑制対策の実施状況についても提供を予定しています。</p>
14	業務説明書について	現況の課題についてご教授ください。	<p>雨水流出抑制対策では、東京都豪雨対策基本方針に定める流域対策の目標（神田川流域及び目黒川流域の対策量）に対して、令和5年度末までの実績が不足しており、個人宅等への雨水浸透ます等設置助成などを促進する必要がある。</p> <p>そこで、区内の雨水流出抑制対策など浸水対策の取組状況などを現状のデータをまとめることで新たな課題も見えてくるものと考えています。</p> <p>また、グリーンインフラの推進には、区民への周知に努め、理解や協力を得て進めて行く必要があります、かつ、グリーンインフラの持つ効果や雨水浸透量の定量的評価などの課題もあります。</p>

15	業務説明書について	P.7 2(2)について、意見交換会ごとに参加者を公募するのでしょうか、それとも、一度公募で選ばれた参加者が、継続して意見交換会に参加するのでしょうか。	意見交換会等は、全3回程度を想定していますので、初めの会において、様々な情報提供を行い、区内の治水対策などに関して、参加者の知識レベルを同じレベルに引き上げてから意見交換を進めたいと考えていますので、毎回、同一の参加者とする予定です。
16	様式3、様式4について	1ページに収まらない場合は、複数ページに跨っても良いのでしょうか。	複数ページに跨っても問題ありません。
17	様式5について	業務従事者について、人数制限はあるのでしょうか。	業務従事者について、人数制限はありませんが、会場の収容人数を超えて実施できませんので、会場によっては、参加人数との関係で調整が必要となる場合がある可能性はあります。
18	意見交換会の参加選定について	意見交換会の参加者の選定について、区民への公募作業及び選定作業、また小中校生や団体の選定は、全て業務内でしょうか、それとも選定者を発注者から指示して頂けるのでしょうか、ご教授下さい。	区民への公募は区で実施いたします。小中高校生や団体の選定については、受託事業者と協議のうえで選定していきたいと考えています。
19	意見交換会の参加者（団体）について	想定登録環境団体の名称等についてご教授下さい。	区へ登録のある団体で、区内の環境に関することを目的として活動している団体を想定しております。 以下のリンクを参照してください。 https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/shizen/1009809.html
20	意見交換会の会場について	意見交換会の会場として想定があればご教授下さい。	区の会議室等の施設での開催を想定しています。

21	見積について	会場、機材等で発注者から貸与等できるもの（見積に含めなくてよいもの）があればご教授下さい。	机、椅子、マイク、司会台、スクリーン、プロジェクターは、区で用意いたします。
22	専門家との連携について	令和6年5月20日に締結した流域治水の取り組みに関する連携協定について、本業務との関わり等あればご教授下さい。	ご提案いただく内容にもよりますが、研究成果の提供や意見交換会での補助などとして、専門家の方が関わることは可能です。
23	公募型プロポーザル実施要領「4 参加資格(7)共同事業体としての参加」について	<p>①二つの法人から成る共同事業体としての参加を検討しています。受託者候補者選定までは、「共同事業体協定書」の提出は求められないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②その場合、「参加申込書等」や「企画提案書等」の各書類において、共同事業体の名称は記載せず、共同事業体の「代表法人」と「構成法人」の別を明らかにした上で、2法人併記（押印個所は法人毎に押印）する形でよろしいでしょうか。</p> <p>③公募型プロポーザル実施要領「4 参加資格(7)」では、別紙2「提出書類一覧」のうち、No.2、3、4、6の書類については全構成法人のものを提出する旨記載されているため、それ以外（No.1、5、7、8、9、10、11）については、共同事業体の書類として提出するものと読めますが、そのうちNo.9(様式6)については、共同事業体としての取り決めがありませんので、代表法人の情報のみを提出、或いは全構成法人の情報をそれぞれに提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>③提出書類一覧のNo.2,3,4,6の書類は、構成法人ごとに別々で提出してください。</p> <p>提出書類一覧のNo.1、5、7、8、10、11については、共同事業体として提出してください。</p> <p>提出書類一覧のNo.9については、共同事業体としての提出もしくは、構成法人ごとに提出してください。</p>

24	<p>公募型プロポーザル実施要領 「4 参加資格(7)共同事業体としての参加」について</p>	<p>①提出書類No.5(様式3)については、共同事業体の各法人が有する実績を合計して最大5件まで記載できるものと思慮しますが、法人毎の実績業務の記載数(割合)について指定はあるでしょうか。 ②提出書類No.6(契約書の写し)については、提出書類No.5(様式3)に記載した最大5件の実績業務の契約書を添付するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①複数頁になっても問題ありません。 ②複数頁になっても問題ありません。記載した実績業務の契約書等を添付してください。</p>
25	<p>公募型プロポーザル実施要領「参加申込書等の提出」について</p>	<p>○公募型プロポーザル実施要領には、「参加申込書等の提出」に係る項目がありませんが、「参加申込書等の提出」に係る『(1)提出書類』、『(2)提出部数』、『(3)提出方法』、『(4)提出先』、『(5)提出期限(6/12)』については、同実施要領「7 企画提案書等の提出」と同様と理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>(1)提出書類は、様式1(参加申込書)のみ提出してください。 (2)提出部数は、1部提出してください。 (3)提出方法は、郵送もしくはメールで提出してください。(窓口でも可)6年6月17日午後3時必着 (4)提出先は実施要領10担当課(問い合わせ先)に提出してください。</p>
26	<p>公募型プロポーザル実施要領「7 企画提案書等の提出(2)提出部数」の『情報のマスキング』について</p>	<p>個人情報については、全ての提出書類から個人を特定できる情報(氏名や氏名を特定できるその他の情報)をマスキングするという意味で理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>氏名へのマスキングは、必要ありません。 今回の様式で個人情報を記載する項目はないと考えていますが、企画提案等の中で、個人を特定できるような情報を記載した場合は、マスキングするようにしてください。</p>

27	別紙2 提出書類一覧 について	<p>①別紙2の「提出書類一覧」に記載の提出書類(No.1～11)については、様式1(参加申込書)の提出時(〆切6/12)に提出する書類と、様式2(企画提案書)の提出時(〆切6/17)に提出する書類とに分けられるものと思慮しますが、どの書類をどの段階で提出するとよろしいかご教示ください。</p> <p>②別紙2の「その他注意事項③」に通しページ番号を付すとのご指示がありますが、これは、『参加申込書等(参加申込書及び関係する添付書類)』及び『企画提案書等(企画提案書及び関係する添付書類)』を、それぞれにまとめて製本して通しページ番号を付すという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①提出書類一覧の様式1(参加申込書)のみ6月12日までに提出をお願いします。様式2(企画提案書)以降の書類については、6月17日午後3時までに提出をお願いします。</p> <p>②様式2の企画提案書表紙以降の書類について、通しページ番号を付けて提出してください。</p>
28	様式4 予定技術者調 書について	<p>①提出書類No.7(様式4)については、本業務に係る予定技術者の全員分を作成するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②提出書類No.7(様式4)の「種別」欄については、「企画提案書 記載事項について」の3に記載のとおり、業務を管理する技術者1名を『統括責任者』、その他業務を担当する複数名の技術者を『業務従事者』と記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>③提出書類No.7(様式4)で示す「資格」、「事業実績」等を証明する書類の添付は必要ないでしょうか。</p> <p>④予定技術者は何名まで記載することが可能でしょうか</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>③資格については、証明する書類があれば、添付してください。</p> <p>④何名記載していただいても問題ありません。</p>

29	様式6 会社組織図ほかについて	表の脚注に記載のある「各業務の～」の意味をご教示ください。	会社で実施している事業ごとの従事者数、専門家、技術者数を記載してください。難しい場合は、今回事業を実施する部署の人数だけでも問題ありません。
30	見積書について	意見交換会における会場使用にかかる費用については委託者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	区の施設の利用を想定しているため、費用の負担はないものと考えています。区の施設以外の利用を提案する場合は、事業経費に含めてください。
31	提出書類の頁制限について	様式3～6については、それぞれ複数頁要しても構わないでしょうか。	複数頁でも問題ありません。